

全木連時報

1月25日(金曜日)

(第526号) (毎月25日発行)

平成14年(2002年)

発行所

社団法人 **全国木材組合連合会**

編集兼 後藤 隆一
発行人

東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580)3215

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

定価 年500円

『全木連時報』の購読料は年会費に含まれています。



迎春

題字 久我 一郎

年 頭 挨拶

構造改革で生き残りを図ろう

社団法人 全国木材組合連合会 会長 久 我 一 郎



新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、本会の運営にあたり格別のご指導、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年も一層のご高配を賜りますようお願い申し上げます。



業界・企業の持続的発展を図ろう

全国木材協同組合連合会 会長 庄 司 橙 太 郎

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は本会の事業運営につき格別のご指導、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本会は、昨年九月、おかげさ

化となって現れてきています。すなわち、今年度前半の新築住宅着工数は昨年度を三・二%下回っており、これを着工床面積で見ると七・二%も減少しています。加えて木造率も昨年の四五・二%をさらに下回るものと予想されているなど、新築住宅の木材離れが一段と顕著になってきたことの現れと危惧しているところです。この結果木材需要は依然として低調で、木材価格も弱含みで推移しております。

昨年、東京国際フォーラムで開催しました木材産業振興大会では、こうした木材不況に打勝ち、生き残るためには、木材新時代、消費者視点への発想の転換が必要という新たな発想のもとで様々な取り組みが必要なることを確認しました。その一つは、新しい流通構造が顕在化する中で、自ら構造改革に取り組む、木材新時代に生き残りをかけようという決意です。これを受けて、本会は昨年十二月一日、「木材産業構造改革対策本部」を設置

いたしました。ここでは、昨年制定された森林・林業基本法に基づき実施される構造改革への政策に対し木材産業としての考えを反映させるとともに、具体的政策が現場に即したものであるよう意見を述べることにします。また、環境問題に対応した木質バイオマス利用や技術開発等産・学・官が一体となって取り組むべき課題についても検討することにしていきます。もちろん以上のほか従前から実施しておりました、各種の不況対策についても引き続き取り組んでまいります。

化をもたらししており、その潮流は益々加速していくものと思われまます。

このような中、昨年十二月一日、皇太子妃殿下は愛子内親王殿下をご出産されました。政治経済が世界的に沈滞の度を深める中でのご誕生、明るい希望の光が雲間から差し込んできた思いがいたします。

産業界でも久しぶりでのもるいニュースを歓迎し、ワールドカップ競技開催とともに、景気浮揚効果への期待感が高まり、社会経済状況が

上向いていくことを切望してまいります。

昨年の木材業界は、六月末に「森林・林業基本法」が制定され、十月には林野庁において「森林・林業基本計画」が策定され、その中で、木材産業に対する構造改革への支援が本格的に始まることと定められたところであります。

これを受けて、木材業界は自らの構造改革、体質強化を推進しつつ自己変革していくこととし、十二

月に全木連事務局内に「木材産業構造改革対策本部」が設置されました。本会はこれに積極的に協力し、乾燥材、JAS規格製品の安定供給対策はじめ産業廃棄物対策、木質バイオマス処理・利用対策等に鋭意取り組んでいくこととしております。

これら重要課題への対応にあたっては、環境問題、顧客視点を常に意識しつつ、従業員を大切に、その高い潜在能力を発揮させて、

品質・性能の明確な高付加価値製品を創造する等、業界・企業の持続可能な発展、従業員の活力向上を図っていかねばなりません。

本会においては、従業員の雇用確保・福利厚生充実の視点から、長年にわたって共済保険事業を推進しておりますが、今年は委託保険会社、県木連との連携を一段と強化して加入促進を図ってまいりますので、企業経営者におかれましては特段のご理解・ご協力を賜りま

すよう切にお願い申し上げます。

今年は木材新時代の幕開けであります。決意も新たに皆様とともに明るく、元気に、前向きに、チャレンジ精神をもって木材産業・企業の再生、従業員の活力向上を目指して前進していきましょう。

年頭にあたり皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念して新年のご挨拶といたします。

林業・木材産業の構造改革を推進

林野庁長官 加藤 鐵 夫



新年を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

昨年は、二十一世紀の幕開けの年であるとともに、我が国の森林と林業に関わる皆様方とともに、我々林野庁にとりまして、大きな節目の年となりました。すなわち、国民の森林に対する要請が、木材の生産、水資源のかん養や国土の保全に加え、地球温暖化防止、保健・教育的利用など極めて多様化・高度化している現状に対応し、

森林の多面的機能の持続的発揮を基本とし、林業の持続的かつ健全な発展と林産物の供給及び利用を確保することを理念とする「森林・林業基本法」が昨年七月に施行されました。

さらに、十月には、同法の理念等を実現するための施策の基本方針や関連する目標を定めた「森林・林業基本計画」と、新たな森林整備の基本となる「全国森林計画」が閣議決定されたところであり、本年は、これに沿った新たな森林づくりと、林業及び木材供給・利用に係る改革を、各都道府県・市町村の現場で本格化させる非常に重要な年となります。

また、昨年、気候変動枠組条約第七回締約会議(COP7)における合意が成立し、二酸化炭素

吸収源としての森林の役割が改めてクローズアップされたことを踏まえ、本年は、京都議定書の二酸化炭素排出削減目標が達成され得るよう健全な森林の育成とその保全を推進するとともに、環境にやさしい資材である木材・木質資源の一層積極的な利用を図ることが急務となっております。

加えて、雇用情勢の深刻化の中、「緑の雇用事業」など、各地域において森林の整備・保全による新規雇用の創出の機運がこれまでになく大きく広がってきているとともに、教育の場としての森林の役割がクローズアップされていることも、森林・林業に関わる者にとつての励みであり、重大な責務を痛感するものであります。

林野庁といたしましては、こうした諸情勢の変化に的確に対応すべく、本年は森林の重視すべき機能に応じた区分すなわち「水土保持林」、「森林と人の共生林」、「資源の循環利用林」の区分に応じた

森林整備等の推進を図るとともに、特に無立木地、疎林や荒廃した里山林などの「緑」の再生に取り組みてまいります。さらに、森林整備の基礎となる地域活動に対する新たな支援措置をスタートさせたいと考えております。

また、林業の持続的かつ健全な発展のため施業や経営の集約化を推進するとともに、新規就業者の育成確保に努めつつ、需要に即した木材製品の低コスト安定供給を図る林業・木材産業の構造改革を進め、地域材や木質資源の利用を推進するほか、森林整備の中心的な担い手である森林組合等がその役割を適切に果たしていくことができるように支援してまいります。

さらに、しいたけにつきましては、国際競争に対応し得る生産・流通の構造改革を支援してまいります。また、林産物WTO交渉や違法伐採問題に対しても、持続可能な森林経営の重要性を踏まえ、取り組んでまいりたいと考えてお

ります。

国有林野事業につきましては、名実ともに「国民の森林」として管理経営するため、公益的機能の発揮を重視した管理経営への転換組織・要員の徹底した合理化、縮減等の抜本的改革に引き続き全力で取り組んでまいります。

今、我が国の経済・社会全体の構造改革が求められています。以上のような取組の中で、森林・林業・木材産業の構造改革が進められていくことを期待しております。

本年が、国民全体の理解と協力の下に、林業・木材産業関係者が一体となった積極的な取組を行い、新たな森林・林業づくりを展開する有意義な年となりますよう、お願い申し上げます。皆様方の御多幸と御健勝を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

木材利用の拡大が重要

参議院議員 日出英輔



新年を迎え、謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

皆様方には、旧年中、国政の推進に当たり、多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、森林・林業に対する国民の要請は、林産物の供給はもとよ

り、水資源のかん養、国土の保全、保健・教育・文化活動の場の提供、さらには、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の地球環境問題への貢献など、ますます多様化・高度化しております。昨年十一月には、モロッコのマラケシュにおいて気候変動枠組み条約第七回締約国会議(COP7)が開催され、一九九〇年における二酸化炭素排出量の約三・九%分に当たる年間一、三〇〇万トンの我が国森林経営による吸収量の上限值として確定したところであり、今後、一層、森林の整備・保全、木材の有効利用が求められるものと考えております。

しかしながら、これまで我が国の森林を守り育ててきた林業・木材産業は、外材との競争や、採算性の悪化、担い手の減少・高齢化などにより、厳しい状況に直面しております。

このような状況を打破するためには、国民に対し、木材のすばらしい特徴や木材利用の意義などを広くアピールするとともに、木材利用を拡大することにより木材産業の活性化を図っていくことが重要であると考えております。

皆様御案内のとおり、昨年六月には、新たな「森林・林業基本法」が成立いたしました。この新たな基本法は、森林に対する国民の要請の変化や林業・木材産業を巡る引き継いでいくことが私たちに課せられた重要な使命であると考えております。

しかしながら、我が国の林業・木材産業を巡る情勢は、住宅着工戸数の低迷等による木材需要の減少、木材価格の下落等により極めて厳しい状況が続いており、このままでは、木材産業が壊滅的な打撃を受け、ひいては森林の持つ公益的機能の発揮等に支障が生じることが危惧されております。

こうした中、昨年六月には、森林の有する多面的機能の持続的発揮や林業の健全な発展と林産物の供給・利用促進を図ることを基本理念に掲げるとともに、新たな理念の下に講ずべき施策の基本方向を示したものであります。

この基本法により、木材産業は、再生産可能な資源である木材の生産や利用を担う重要な産業として明確にされたところでありますが、我が国の林業・木材産業の活性化を実現するためには、これまでも増して関係者が一体となった積極的な取り組みが必要であります。

このため、需要者のニーズに対応した木材を低コストで安定的に供給できるよう国産材の生産、加工、流通の低コスト化、製品の品質向上、ロットの拡大、需要の開発等を進め、構造改革を推進することが重要であると考えております。

また、WTOにおいては、本年から新ラウンドが開始されますが、林産物につきましては、昨年十一月の「第四回WTO閣僚会議」の閣僚宣言において明確に位置付け

改革を推進することが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、先人たちの汗と努力により培われてきた、我が国の森林の健全な育成を図っていくことが、循環型社会の形成に欠かせないものであり、そのために、森林・林業・木材産業の健全な発展を図っていく必要があります。

私としましても、皆様方のご意見を伺いながら、国政の場において、森林・林業・木材産業の一層の発展のために、精一杯努力してまいり所存でありますので皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本年の皆様方のご多幸とご健勝を心から祈念いたします。新年のご挨拶といたします。

ニーズに対応して構造改革を

参議院議員 福島啓史郎



新年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

先ず、常日頃からの木材業界の皆様方の暖かいご厚誼、特に昨年七月の参議院選挙への熱烈なご支

援に対しても、皆様方のご意見を伺いながら、国政の場において、森林・林業・木材産業の一層の発展のために、精一杯努力してまいり所存でありますので皆様方の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本年の皆様方のご多幸とご健勝を心から祈念いたします。新年のご挨拶といたします。

顔の見える家づくりで木材利用を推進

林野庁木材課長 山田 壽夫



新年を迎え、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は林政の推進につき多大

なるご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は景気の後退が続く中、追い打ちをかけるようなアメリカでのテロ活動もあり、二十一世紀の幕開けには不似合いな一年となつてしまいました。林業・木材産業におきましては、新設住宅着工戸数の低迷、木材価格の下落など、経営環境は極めて厳しい状況が続きました。

このような状況の中、政府では昨年六月には「森林・林業基本法」を制定し、新たな世紀にふさわしい、森林・林業及び木材産業の新たな方向を示しております。この新しい基本法では、森林の多面的機能を発揮するためには森林の適正な管理が不可欠という認識の下、林業、木材産業をその推進の担い手として明確に位置づけております。また、十月にはこの基本法に基づき「森林・林業基本計画」が閣議決定されました。この計画においては、人工林を中心に着実に育ててきている森林資源を三つの機能区分に従つて適正に管理して

いくともにも、この結果、現在二千万立方メートルある国産材生産量を平成二十二年には二千五百万立方メートルにまで伸ばし、その利用の確保等を目指して掲げております。この国産材の供給と利用の目標を現実のものとしていくためには、関係者挙げての木材利用の推進と同時に、コスト、ロット、品質の確保に向けた木材産業の体制整備や、森林所有者から林業事業者、製材工場、住宅生産者、更には一般消費者といった方々が連携した顔の見える家づくりシステムの構築を進めることが重要と考えております。林野庁としましては、こ

の一月中を用途に「地域材利用の推進方向及び木材産業体制整備の基本方針」を策定し、より具体的な木材産業の課題と目指すべき方向を示していきたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。最後に申し上げますが、本年の皆様方のご多幸とご健勝を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶いたします。

ストック活用の住宅政策へ転換

国土交通省 住宅局木造住宅振興室長 日野 晋



平成十四年の新しい年を迎え、謹んで新春の御挨拶を申し上げます。旧年中は住宅生産行政・木造住宅振興行政の推進に格別の御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

見ますと、少子・高齢化の進行、環境制約の増大、ライフスタイルの多様化など社会の大きな構造変化が進み、国民の居住ニーズは高度化・多様化してきております。さらに現下の経済情勢に対応して、経済波及効果の高い住宅投資のより一層の促進が強く求められているほか、都市の再生に向け、良好な住宅市街地の形成が必要とされており、一方、国民の約九割が家を建てる時に木造住宅を希望するなど木造住宅に対するニーズは強く、その振興は地域経済・文化の振興にも寄与することから、

良質な木造住宅の供給を図ることが大きな社会的要請となっております。このような情勢を踏まえ、今後の住宅政策につきましては、住宅市場の機能を活用しながら、耐久性が高く質も高い住宅ストックを形成し、それを適切に維持管理し、市場で循環させて有効に活用していくことにより、居住環境の水準の向上を図っていくことが必要です。そのため、国土交通省では、従来の新築中心の住宅政策から、市場での流通による住宅ストックの有効活用を視野に入れた住宅政策へ転換し、市場の環境整備・誘導・補完を適切に行うこととしております。

また、木造住宅の市場競争力の強化と中小住宅生産者における近代化の支援等を図るため、引き続き、消費者に対する木造住宅関連情報の提供、工務店等による高性能な住宅の開発・普及、新技術等の研修会の実施などに対しても支援を行っていくほか、公営住宅等における長寿命木造住宅の整備推進などに積極的に取り組んでまいります。

特に平成十四年度においては、特殊法人等整理合理化計画において示された改革の基本的な方向を踏まえ、市場機能を活用した住宅金融や都市における居住環境の整備の今後のあり方について具体的な検討を進め、新たな施策の具体化を図ってまいります。また、中古住宅市場の活性化に向けて、中古住宅の検査制度、性能表示制度の導入等の市場の環境整備を進めます。さらに、危険な密集住宅市街地において、老朽建築物の建替えや耐震改修等を進め、住宅市街地の安全性の確保を図ります。住宅は、国民の生活の最も基礎的な基盤であり、家族と暮らし、家族を育むかけがえのない生活空間であります。また、地域社会にとっては、コミュニティ活動の主たる基盤であるとともに、長きにわたり地域の環境、文化、市街地景観等の重要な要素となるものであります。これらの施策を着実に実施し、国民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に向け、更に一段の努力を傾注してまいります。

最後に、新しい年を迎えて、皆様方の御発展と御健勝を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

平成十四年度林業税制改正

林野庁林産関係予算速報

税制改正

平成十四年度税制改正大綱が次の通り決定した。それによると、国の財政が逼迫するなどの厳しい状況の中で、事業承継税制の導入として山林相続税改正要望が次の通り認められることとなった。

(制度改正)

(1) 立木及び林地に係る課税価格の軽減措置の創設

森林施業計画対象森林の立木及び林地について課税価格を5%減額

(2) 森林施業計画対象森林の延納制度の改善

利子税率の引き下げ

一・六% 〇・六%

課税相続財産の価額に占める施業計画対象立木の価額の割合の引き下げ

三〇% 二〇%

評価の適正化(財産評価)

税制改正とは別に山林相続税の評価方法等について国税庁と調整しており、次の通り大幅に見直される見込みである。

森林法の改正により新たに創設される公益的機能別施業森林(水士保全林、森林と人の共生林)の区域内に存する林地及び立木に

ついては、同法による制約等を踏まえ、適正な評価を行う。

地利級判定表を実態に応じて見直し、立木評価を適正化

連結納税制度の導入

平成十四年四月から導入決定。

創設後二年間に限り、二%の連結附課税が課せられることとなつた。

法人事業税の外形標準課税の導入の見送り

今後各方面の意見を聴きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気状況等も勘案しつつ、平成十五年度税制改正を目的にその導入を図る。

住宅の耐震改修工事に係る特例措置の創設

筋かいの設置や合板による壁の補強、土台と柱の接合部の補強、基礎の補強等の耐震改修工事を住宅ローン減税制度の適用対象に追加

新築住宅等に対する固定資産税の減額措置の適用期限の延長

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限の延長

(木くず焚ボイラー、断熱強化型自動木材乾燥装置)

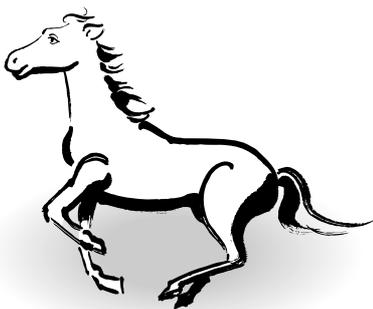
再商品化設備等の特別償却制度の適用期限の延長

(廃木材破砕・再生処理装置) 廃棄物再生処理設備に係る課税標準の特例措置に適用期限の延長

林野庁林産関係予算

政府予算案は、景気の低迷による税収の大幅減、国債発行額三十兆円枠の堅持という厳しい財政事情の中、林野庁木材課関係の主な新規事業が次の通り決定された。(単位：千円)

- 地域材木材産業活性化推進事業 五六、〇一二
- 木材産業構造改革促進事業 八一、八三一
- 木材産業体質強化対策事業 八九、三八一
- 木材供給高度化設備リース促進事業 八一、〇〇〇
- 木質バイオマスエネルギー利用促進事業 三三、〇七八
- 地域材木材産業情報技術対策推進事業 一一、四、六一九
- 住宅における地域材新規需要開拓促進事業 一五、五、七七七
- 木材産業構造改革事業 一一、六四八、〇八一



お役に立ちます林業信用保証

造林・育林業()、素材生産業、製材業、薪炭生産業、林業種苗生産業、きのこ生産業、木材卸売業を営む方々、木材市場開設者を対象に事業資金の債務保証を行います。詳しくは、当基金、都道府県林務担当課、関係団体の当基金相談員、もよりの金融機関へお問い合わせ下さい。(平成12年10月からの新規対象)

林材業専門の保証機関

農林漁業信用基金

後 楽 事 務 所 (林業部門)
副理事長 高 橋 勲

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 (林友ビル5階)
TEL 03(3813)5371 FAX 03(3812)8842
ホームページアドレス <http://www.mmjp.or.jp/kikin>
メールアドレス kanrisitu@tokyo.email.ne.jp